主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉田賢美の上告趣意について。

所論は、原判決の刑の量定が甚だしく不当であるというのであるから、明らかに 刑訴四〇五条に定める上告理由に当らないし、また記録を精査しても同四一一条を 適用すべきものとも認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文の とおり決定する。

昭和二六年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齌	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅